

Qualifying &
Life Member



MDRT®

オフィス **ASADA**

代表 麻田 春江

茨城県取手市井野台 1-7-28 〒302-0015
Tel : 0297-72-2401 Fax : 0297-72-6217
e-mail : officeasada_h@ybb.ne.jp
携 帯 : 090-8720-8591

平成 20 年 12 月 吉日

オフィスASADA通信のご案内

今年も残りわずかとなりました。一年間オフィス ASADA 通信をご愛読頂きましてありがとうございました。来年のカレンダーを同封させていただきましたのでご活用くだされば嬉しく存じます。一つご報告があります。9月より当事務所に秘書の「名倉理恵」が入社いたしました。事務も担当しております。月曜日から金曜日のAM9:00~PM4:00 事務所にご連絡いただいても対応できますのでよろしくお願いいたします。

今月のテーマは、平成21年5月21日スタートの裁判員制度を取り上げて見ました。

● どのような経緯で裁判員制度の導入が決まったのですか。

裁判員制度は、平成11年7月、内閣に設置された司法制度改革審議会が、平成13年6月に取りまとめた意見書の中で「司法制度改革の三つの柱」の一つとして国民的基盤の確立を掲げ、その中核として導入が提言されました。その後、内閣に設置された司法制度改革推進本部において、裁判員制度導入のための法律案の立案作業が進められ、平成16年3月「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案」が国会に提出され、同年5月21日に可決成立し、同月28日に公布されました。平成20年4月18日に同法律の施行期日を定める政令が公布され、裁判員制度は、平成21年5月21日から始まることになりました。

● 裁判員制度とはどのようなものですか。

裁判員制度は、国民の皆さんに、刑事手続のうち地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。原則として裁判員6人と裁判官3人が、一緒に刑事裁判の審理に出席し、証拠調べ手続や弁論手続に立ち会った上で、評議を行い、判決を宣告します。

● 裁判員の仕事や役割

裁判員に選ばれたら、次のような仕事をするようになります。

1 公判に立ち会う

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の法廷（公判といいます。）に立ち会い、判決まで関与することになります。



公判は、連続して開かれます。公判では、証拠書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人等に質問することもできます。

2 評議, 評決

証拠を全て調べたら、今度は、事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定する（評決）こととなります。

評議を尽くしても、意見の全員一致が得られなかったとき、評決は、多数決により行われます（ただし、裁判官、裁判員のそれぞれ1名以上の賛成が必要）。

有罪か無罪か、有罪の場合の刑に関する裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持ちます。



3 判決宣告・裁判員の任務終了

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告することになります。

裁判員としての役割は、判決の宣告により終了します。

● 裁判員はどのようにして選ばれるのですか。

簡単な選任の流れは、次のとおりです。

(1) 裁判員候補者名簿の作成、候補者への通知・調査票の送付（12月ころまで）
選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。この名簿に載った方には、その旨を通知します。また、この通知とともに、調査票も送付します。

(2) 裁判員候補者の選定、選任手続期日のお知らせ・質問票の送付（裁判の6～8週間前）
裁判員制度の対象となる事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から更にくじでその事件の裁判員候補者を選び、裁判所に来ていただく日時等をお知らせします。また、質問票をお送りして、審理に参加することについての支障の有無などを確認します。

(3) 選任手続（裁判の当日）

裁判所で、裁判員候補者の中から裁判員を選ぶための手続を行います。

裁判長から、事件との利害関係がないか、辞退を希望する場合にはその理由などについて質問されます。その上で、最終的には、くじにより裁判員を決定します。

● 裁判員になることは辞退できないのですか。

裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民の皆さんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できません。

ただし、国民の皆さんの負担が過重なものとならないようにとの配慮などから、法律や政令で次のような辞退事由を定めており、裁判所からそのような事情にあたりと認められれば辞退することができます。

- 70歳以上の人
- 地方公共団体の議会の議員（ただし会期中に限ります。）
- 学生、生徒

- 5年以内に裁判員や検察審査員などの職務に従事した人、3年以内に選任予定裁判員に選ばれた人及び1年以内に裁判員候補者として裁判員選任手続の期日に出頭した人
- 一定のやむを得ない理由があつて、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人

やむを得ない理由としては、例えば、以下のようなものがあります。



- 重い病気又はケガ
- 親族・同居人の介護・養育
- 事業上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある。
- 父母の葬式への出席など社会生活上の重要な用務がある。
- 妊娠中又は出産の日から8週間を経過していない。
- 重い病気又はケガの治療を受ける親族・同居人の通院・入退院に付き添う必要がある。
- 妻・娘の出産に立ち会い、又はこれに伴う入退院に付き添う必要がある。
- 住所・居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地にあり、裁判所に行くことが困難である。

● 裁判員制度ではどんな事件の裁判をするのですか。

裁判員制度は、地方裁判所で行われる刑事裁判について導入されます。裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、例えば、殺人罪、強盗致死傷罪、現住建造物等放火罪、身代金目的誘拐罪、危険運転致死罪などがあります（刑事裁判の控訴審や民事事件、少年審判等は裁判員制度の対象にはなりません）

刑事裁判は、全国で毎日行われており、平成18年には地裁だけで10万件以上の刑事事件の起訴がありました。すべての刑事事件に裁判員制度を導入すると国民のみなさんの負担が大きくなるため、国民のみなさんの意見を採り入れるのにふさわしい、国民の関心の高い重大な犯罪に限って裁判員裁判を行うことになったのです。

● 裁判員になって仕事を休んだために、会社を辞めさせられないかと心配です。

裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められています（労働基準法7条）。また、裁判員として仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは法律が禁止しています（裁判員法100条）。

● 日当、交通費等は支払われるのですか。

日当の具体的な額は、選任手続や審理・評議などの時間に応じて、裁判員候補者・選任予定裁判員については1日当たり8000円以内、裁判員・補充裁判員については1日当たり1万円以内で、決められます。もちろん、交通費も支払われます。

また、裁判所が自宅から遠いなどの理由で宿泊しなければならない方には、宿泊料も支払われます。なお、旅費、日当、宿泊料の額は、最高裁判所規則で定められた方法で計算されます。実際にかかった交通費、宿泊費と一致しないこともあります。

● 刑事裁判への被害者参加制度が12月1日スタート！！

刑事裁判の被害者参加制度が法整備され、被害者の権利実現の世代へ移った。

被害者の意見陳述や傍聴席の優先確保が認められるようになり、被害者が声を上げ、社会が耳を傾けるようになった、被害者参加制度の実現についてこれからは法廷が真実を確認できる場になることを期待したい。